

## 射水市大島中央公園遊ば～館木製遊具納入公募型プロポーザルの質問に対する回答書

質問番号	質問該当資料・ページ等	質問内容	回答
1	実施要領P2 2 参加資格(8)	当核協会のSP認定企業ではありませんが、国土交通省が策定した「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に準拠した基準を設け、安全性の高い遊具の製造・施工実績を有している場合、SP認定企業でない場合であっても、上記指針に準拠していることを証明できれば、参加資格を満たすものと認めていただけますでしょうか。	一般社団法人日本公園施設業協会のSP認定企業であることは資格要件としていません。都市公園における遊具の安全確保に関する指針や遊具の安全に関する規準に準拠した製品を納めることができれば参加資格を満たします。
2	実施要領P2 4 規格提案書等の提出について(3)	「公園施設製品安全管理士」等の資格に代わり、「都市公園における遊具の安産確保に関する指針」に基づく同等の専門資格を有する者を配置することで、設計主任技術者および照査技術者の「同等の能力と経験を有する者」として認めていただけますでしょうか。	質問内容のみでは配置技術者の要件に該当するか判断が難しいです。なお、設計主任技術者および照査技術者を配置することは求めておらず、設計業務等共通仕様書（令和7年8月富山県土木部）第1107条第3項の資格保有者等を配置してください。
3	実施要領	本業務の履行にあたり、必要となる建設業許可業種がございましたら、ご教示ください。また、参加者又は構成員において、当該許可を有していることが参加要件となる場合は、あわせてご教示いただけますと幸いです。	木製遊具の納入を目的としているため、当該許可は今のところ想定しておりません。本業務の履行にあたり、当該許可が必要な作業が生じる場合は、当該許可を有する者が作業するようにしてください。
4	仕様書P1 2 事業内容(2)	作業日の遊ば～館の運営について休館になりますか。一部営業でしょうか。	開館しながらの作業を想定しており、休館での作業が必要な場合は、協議に応じます。
5	仕様書P1 3 要求水準(3)③	仕様書3- (3) -③に明記されている「県産材」の定義及び証明方法についてご教示ください。また、例えば原材料の産地が県外であっても、県内の木材加工所において加工を行った場合は、「県産材」として取り扱われるのかについても併せてご教示ください。	県産材の定義は、県内で生産された木材です。証明方法は任意であり、証明書等を想定しています。例示された「原材料の産地が県外であっても、県内の木材加工所において加工を行った場合」は県産材としません。
6	仕様書P1 3 要求水準(3)③	使用する木製遊具および玩具について、すべてを県産材で製作する必要がありますでしょうか。耐久性や構造上の安全性を確保する観点から、一部のパーツに県産材以外の木材や既製品の木製部品を使用することは可能かご教示ください。	すべてを県産材で製作する必要はなく、特別な理由がある場合は、国内産の木材で製作してください。

## 射水市大島中央公園遊ば～館木製遊具納入公募型プロポーザルの質問に対する回答書

質問番号	質問該当資料・ページ等	質問内容	回答
7	仕様書P1 3 要求水準(3)③	仕様書3-(3)-③に明記されている「県産材」について、ご確認させていただきます。使用する木材については、すべて県産材を使用する必要があるのか、あるいは一部に県産材を使用していればよいのか、ご教示ください。	質問番号6の回答と同じです。
8	仕様書P1,2 3 要求水準(3)⑧	仕様書3-(3)-⑧に明記されている「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び「遊具の安全に関する規準」について確認させていただきます。 容易に移動できる遊具については、固定式遊具を前提とした指針・規準であることから、これらには該当しないものと考えておりますが、その認識でよろしいでしょうか。 また、該当しない場合、容易に移動可能なものに対して適用される基準や考え方（遊具ではなく玩具としての取扱い等）がありましたら、ご教示ください。	指針は地面に固定されているものを対象としていますが、容易に移動できる遊具で同指針や規準に準拠できる内容がある場合は準拠するようにしてください。例えば、指や頭部の挟み込みを防ぐような構造とする場合等に準拠することを想定しています。
9	仕様書P2 4 保証・点検(1)	保険の加入期間はありますか。	製造物責任法第5条第1項第2号により保険の加入期間は、遊具等の引渡しから10年間を想定しています。
10	その他	現地搬入時に使用可能な搬入経路・車両制限をご教示ください。	想定している搬入経路を位置図に記載しました。遊ば～館周辺のインターロッキングは歩行者用の舗装構成となっていますので、搬入時には養生も考慮ください。
11	その他	電気・給排水・トイレ等の既設インフラ使用が必要となった場合、使用可能でしょうか。	現地作業時に使用することは可能です。
12	その他	現況床の許容荷重（㎡あたり）が分かるようであればご教示下さい。	昭和62年に建築され、設計荷重は不明ですが、建築基準法に基づき一般的な体育館の床の構造である3,500N/㎡を想定しています。